

公益社団法人 教育文化協会

役員報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人教育文化協会(以下「本協会」という。)の定款第29条第1項の規定に基づき、役員報酬および退職慰労金等の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の形態及び支給方法)

第3条 本協会は、役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は年俸とし、月額均等支給とする。
- 3 この規程で定める役員報酬には、使用人兼務役員にあつては使用人給与を含むものとする。
- 4 月額報酬の支給日は、毎月25日(その日が休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い休日でない日)とする。
- 5 非常勤役員は原則として無報酬とするが、非常勤役員のうち理事長が理事会の承認を得て指定した役員については、職務執行の対価として、都度定額の報酬を支給することができる。
- 6 第1項および第5項の報酬は、法令に基づき控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨もしくは役員が指定する金融機関の口座に振り込むことにより、直接、本人に支給する。

(役員報酬支給基準)

- 第4条 常勤役員の報酬総額は、年度毎に総会で定めるものとし、個別の報酬額は年間1,000万円を超えない範囲において、理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。
- 1 年に満たない期間については、在任1ヵ月に対し年俸の1/2分の1を乗じた額を報酬とする。
 - 非常勤役員の会議出席に係る報酬は、理事会または社員総会への出席の都度、1人一律1万円とする。
 - 監事には、監査業務1回につき1人一律1万円とする。

(退職慰労金の支給基準)

- 第5条 理事長、副理事長、専務理事、常任理事が退任した場合には退職慰労金を支給することができる。
- 退職慰労金は、上記理事として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
 - 退職慰労金の額は、1年に付き5万円から12万円の範囲で基本額を定めてこれに在職年数を乗じて得た額とし、理事会の承認を得て、理事長が決定する。
 - 第3項の在職年数は、1年未満の部分は、月割計算とする。
 - 上記の理事は、退職慰労金の支給について全部又は一部を辞退することができる。

(通勤費)

- 第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて、通勤費を支給することができる。

(改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この規程は、公益社団法人教育文化協会の設立登記の日から施行する。
- 2 この規程は一部変更し、2020年9月15日から施行する。

別表（第5条関係）

退職慰労金の支給基準

役員名	基本額	退職慰労金額
理事長	120千円	基本額×在職年数
副理事長	110千円	
専務理事	100千円	
常任理事	50千円	